

令和8年玉村町議会第1回定例会会議録第3号

令和8年3月10日（火曜日）

議事日程 第3号

令和8年3月10日（火曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	川 端 悟 君	2番	峯 岸 敬 一 君
3番	笛 木 美登利 君	4番	嶋 田 由紀子 君
5番	井 上 景 子 君	6番	松 本 幸 喜 君
7番	羽 鳥 光 博 君	8番	堀 越 真由子 君
9番	備前島 久仁子 君	10番	高 橋 茂 樹 君
12番	月 田 均 君	13番	新 井 賢 次 君

欠席議員（1人）

11番	浅 見 武 志 君
-----	-----------

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	今 井 理 恵 子 君
住 民 課 長	丸 山 智 志 君	環境安全課長	齋 藤 博 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	関 根 聡 子 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	畑 中 哲 哉 君

事務局職員出席者

議会事務局長	齋 藤 恭	局長補佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	飯 田 麻 友		

○開 議

午前9時開議

◇議長（新井賢次君） 着席願います。おはようございます。浅見議員は欠席です。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 一般質問

◇議長（新井賢次君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、2番峯岸敬一議員の発言を許します。

[2番 峯岸敬一君登壇]

◇2番（峯岸敬一君） 議席番号2番峯岸敬一と申します。議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項1、ラウンドアバウト（環状交差点）について。県内初のラウンドアバウト（環状交差点）が2018年9月26日に安中榛名駅入り口に設置されました。そして、2025年には前橋市下長磯町に県内2か所目となるラウンドアバウトが完成しました。近年、交通事故の削減や災害時の交通確保の観点から、全国的にラウンドアバウトの導入が進められております。そこで、以下の点について伺います。

1、町においてラウンドアバウトの導入を検討された経緯はあるのか伺います。

2、国土交通省では、ラウンドアバウトは重大事故の減少や維持管理費の抑制などの効果があるとされていますが、町としてどのような効果が期待されると認識しているか伺います。

3、ラウンドアバウトの導入に当たっては、用地確保や町民への周知、高齢者や児童への安全教育などの課題もあると考えます。町としてどのような課題があると認識しているか伺います。

4、今後、事故が多い交差点や災害時の重要路線などを対象に、ラウンドアバウトの導入の可能性について調査研究を行う考えはあるか伺います。

質問事項2、生活道路の補修について。

1、町は、学校区で行われている道路工事について、通学路であることをどのように把握し、工事計画に反映しているか伺います。

2、学校区において、道路のへこみや亀裂などがあるために歩道を外れ、車道にはみ出して通行することなどは交通事故にもつながります。安全安心のため、生活道路の補修が必要であると考えますが、町の対応を伺います。

3、定期的に行われている道路工事点検と道路工事の情報を連動させることで、より安全性を高める仕組みを構築する考えはあるか伺います。

4、町には、各区長からの道路補修の要請が何件ぐらい提出されているか、またどの程度応えるこ

とができているか伺います。

質問事項3、独り暮らしの高齢者問題について。

1、独り暮らしの高齢者住宅をどこまで把握しているか、またどのように対応しているか伺います。

2、「ちっとんべえお助け隊」事業では、作業時間30分以内であれば利用料500円など有償としているが、このことについてどのように考えているか伺います。

質問事項4、「上陽元気村」の活動について。

1、「上陽元気村」をはじめとするボランティア活動をどのように考えているか伺います。

2、「上陽元気村」のようなボランティア活動を町として周知していただけるのか伺います。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。峯岸敬一議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、ラウンドアバウト（環状交差点）についてお答えします。ラウンドアバウトにつきましては、近年、全国的に導入している箇所が増えていることは認識しております。ラウンドアバウトは、特に路線が5路線以上合流するなど、信号による交通制御が難しく渋滞が発生しやすい交差点や、交差角度が変則的で見通しが悪く、事故が多発する交差点に設置することが有効であると認識しています。ラウンドアバウトは道路を円形に設置することから、通常の交差点と比較し広い道路用地が必要となるほか、自転車や歩行者の横断がしづらくなる可能性や交差点に接する土地の利用方法が制限される可能性があります。また、玉村町では、昭和の時代に全域にわたり土地改良が実施されたことにより、複数路線が合流するような箇所や交差角度が変則的な交差点は少ない状況であることや、ラウンドアバウトは常に渋滞が発生するなどしている箇所にも有効と考えられ、交通量の少ない交差点では費用対効果が低いことから、現在のところ町ではラウンドアバウトを導入しておりません。

現在、町では見通しが悪い交差点につきましては、交差角を直角に近い形に変える交差点改良工事を実施するなどして、交通事故防止の対策を実施しているところですが、今後、交通事故が多発するような交差点や交通渋滞が頻繁に生じるような交差点があった場合には、費用対効果や周辺の状況などを確認しながらラウンドアバウトの採用について検討していきたいと考えています。

次に、生活道路の補修についての質問にお答えします。1点目、2点目及び3点目につきましては、通学路の補修に関することですので、まとめてお答えさせていただきます。通学路の安全対策につきましては、毎年8月に通学路合同安全点検というものを実施しております。これは、各小学校の保護者から寄せられた通学路における危険と思われる箇所について、町の道路担当、交通担当及び学校担当と県道管理者である伊勢崎土木事務所、交通担当の伊勢崎警察署の警察官並びに各小学校の教頭先生と一緒に指摘のあった箇所の現地を直接確認し、安全対策を検討するものです。検討により道路補修の必要があると判断された場合は速やかに補修するよう努めておりますが、補修が大規模になる場

合や道路拡幅などを伴う歩道の設置等につきましては、通行する児童数などを考慮しながら優先順位を決めております。また、通学路の補修につきましては、児童の安全を守るため、他の道路補修箇所と比較して、早期に実施できるよう道路補修予算においても優先的に計上するようしております。

次に、4点目の各区長からの道路補修の要望に関する質問についてですが、区からは道路の補修に限らず、道路の拡幅、排水路の改修や側溝の蓋の設置、道路の除草の依頼など、道水路に関する様々な要望が町へ提出されており、令和7年度の要望件数は合計69件で、うち年度中に対応できたものが39件、予算不足により未実施となったものが12件、事業規模が大きく検討中となったものが4件、軽微なもので経過観察としたものが6件、県道等で町管理でないため伊勢崎土木事務所などへ要望を伝えたものが8件となっております。

次に、独り暮らしの高齢者問題についてのご質問にお答えします。まず、1点目の独り暮らし高齢者住宅をどこまで把握しているのか、またどのように対応しているのかとのご質問にお答えいたします。独り暮らし高齢者は、令和8年2月末現在で948人把握しており、これは主に毎年6月頃に行っている高齢者調査の情報に基づきます。高齢者調査は、住民票の情報を基に、民生委員が独り暮らしと思われる70歳以上の高齢者宅を訪問し、ご本人の状態や家族構成などの聞き取りを行うものです。その結果を踏まえ、定期的な見守りが必要な高齢者に対しては、民生委員が月1回程度「お元気ですか訪問」を実施しており、訪問対象者は令和8年2月末現在で387人となっております。また、ご本人の同意の下、必要に応じ各地域包括支援センターへも情報共有を図り、福祉サービスの利用につなげるなどの対応を取っております。

続いて、2点目の「ちっとんべえお助け隊」事業では、作業時間30分以内であれば利用料500円など有償としているが、このことについてどのように考えているかとのご質問にお答えいたします。

「ちっとんべえお助け隊」事業は、玉村町社会福祉協議会のシルバー人材センターに登録している会員が買物代行や電球交換など、高齢者のちょっとした困りごとに有償ボランティアで協力者としても対応する仕組みで、生活支援体制整備事業の趣旨とも合致するため、その充実を図ることについて玉村町社会福祉協議会へ委託をしております。生活支援体制整備事業とは、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けるため、買物やごみ出し代行、移動支援などの生活支援サービス、見守り活動などの支援体制の仕組みを公的、民間団体、住民の協働によって整備するものです。そして、このちっとんべえお助け隊は、お互いさまの理念の下、住民同士で支え合うものと捉えております。利用料は、謝礼という意味合いであり、労働や請負・受託に対する賃金・報酬とは区別しております。利用者が協力者へ謝礼を渡すことを明確化することで、互いの気兼ねない支え合いにつながるという観点から有償ボランティアという形を取りました。なお、500円という金額設定につきましては、今後の活動の中で様々なご意見をいただくこともあるかと思っております。そのような場合に、関係者で協議をしていきたいと考えております。

次に、「上陽元気村」の活動についてのご質問にお答えいたします。まず、1点目の「上陽元気村」

をはじめとするボランティア活動をどのように考えているのかとのご質問についてですが、上陽元気村の活動は先ほどの生活支援体制整備事業における第2層協議体として、住民主体で活動していただいているものと捉えております。第2層協議体は、生活支援体制整備事業の一環として各小学校区に設置しており、それぞれの地域でどのような高齢者の生活上の困り事があるのか、地域の強みは何か、その上でどのような支援体制がつかれるのかを協議し、具現化を目指す会議体でございまして、これらの協議に加え、様々な事業を行うことで、地域住民への啓発も役割として担っていただいていると認識しております。

続いて、2点目の「上陽元気村」のようなボランティア活動を町として周知していただけるかとのご質問ですが、同協議体の活動として、役員会議や定例会議を毎月1回程度開催しているほか、ごみゼロ運動、こけ玉づくり、花火大会後の清掃、北部公園を会場とした朝市、藤川河川クリーン活動、防災対策啓発など、地域住民が主体となって企画、運営していただいております。このような2層協議体の活動においては、チラシの設置、ポスターの掲示、町公式LINEアカウントから情報発信などで周知協力をさせていただいております。

◇議長（新井賢次君） 2番 峯岸敬一議員。

〔2番 峯岸敬一君発言〕

◇2番（峯岸敬一君） これからは自席で質問させていただきます。

まず、ラウンドアバウト、あまり聞き慣れない言葉だと思うのですが、群馬県でも2例ぐらいしかありませんし、またあまり導入されていないために、なかなか周知にまで至っていないというのが現状です。そこで、少しラウンドアバウトについて説明をさせていただきたいと思います。ラウンドアバウトは、交差点の中央部に島があり、それを囲むように一方通行の環状道路が設置されています。交差点を通過する車は、どの方向に向かう場合でも左折で交差点を進入します。進入するときは、必ずしも一時停止をする必要はないのですが、ラウンドアバウト内を走っている車があれば、そちらが優先なので、常に道路を譲らなければなりません。ラウンドアバウト内は、左に回りながら行き先の道路の前に行き左折で抜けるようになっていきます。そもそもラウンドアバウトは、1960年にイギリスで開発されたものですが、日本では2013年に道路交通法により、長野県飯田市で初めて導入されました。近年、日本全国でラウンドアバウトの導入が進んでいます。2014年9月に本格的な運用が開始されて以来、2025年3月現在まで、41都道府県、176か所に拡大されています。これは信号待ちの解消や交通事故の減少や、ラウンドアバウトが持つ多くのメリットが評価されているからです。また、信号がないため、交通の流れが滞らない、交差点に進入する際に速度を落とす必要があり、出会い頭の事故が減少することが期待されています。そして、信号待ちによるアイドリングの減少や排気ガスの削減にもつながります。

それで、ラウンドアバウトの説明を少ししたのですが、先日、前橋市の下長磯というところに1つラウンドアバウトができて、この写真がそのラウンドアバウトなのですが、私はこれができた経

緯を前橋市の道路建設課の担当の人に伺ってきました。まず、ラウンドアバウトができるきっかけとなったのはということ伺ってきました。そうしましたら、変則の交差点があること、また朝夕の交通量、そして直線道路でスピードが出る場所、田んぼの中の交差点など幾つかの要因があること、地権者と連携などの諸問題、状況は様々です。そして、コストの面では、信号機を設置するより安く済み、メンテナンスもかからない、通常の道路工事並みの費用で済むことでした。設置した後の状態もいろいろとお聞きしたのですが、大変住民の方の反応がよくて、問題も起こらずつくってよかったとのこと、通学路の近くのため、子供たちの通学にも大変よかったとのことでした。これを考えても、町としてラウンドアバウトをモデルケースでも構いませんので、設置するか、お考えを伺いたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

先ほど峯岸議員のおっしゃったように、ラウンドアバウトのメリットにつきましては、車両が低速度となるため重大な事故が起こりにくくなるとか、右折時の正面衝突がなくなる、また右折レーンが要らなくなる、信号機の設定が要らなくなる、そういったメリットがございます。また、反対にデメリットとしましては、設置に広いスペースが必要となるとか、あとは慣れないと通行方法に戸惑ってしまうなどがございます。

先ほど前橋市の下長磯町のお話が出ましたように、前橋市につきましては、あちらの場所はY字路と丁字路が近接していて、変則的な交差点というようなところで、事故を防ぐためにラウンドアバウトをつくったように思います。玉村町に置き換えてみますと、町長の答弁にもございましたように、玉村町は土地改良が行われていまして、変則的な交差点で地元のほうから事故が多発するだとか、そういった情報は今のところ寄せられていないように感じております。また、そういったものがあれば、今後ラウンドアバウトの設置も含めて検討が必要ではないかと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 2番峯岸敬一議員。

〔2番 峯岸敬一君発言〕

◇2番（峯岸敬一君） 事故とか、畑の中の直線道路でスピードが出る場所などが、玉村町の中にも何か所か危ない場所というのがあると思うのですが、そこにこのラウンドアバウトをつくったとしたら、事故が起きる前にそれを止めることができるのではないかとと思うのですが、玉村町の中には上陽の、いつも花火を上げる場所、あの道ですとか、すごくスピードの出る部分があるのです。ですから、そういうところにつくったらいいのではないかと思います。それで、事故が起きてからですと、もうそれは取り返しがつかないことなので、もし事故が起きる前にそういうものをつくっておいたら大変いいのかと思うのですが、その辺は重要な役割だと思うのですが、その辺をお聞きいたしま

す。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたようにY字路とか、そういった変則的な交差点があるところに効果があるように私のほうでは考えております。ですので、単純な十字路の交差点であれば、必ず一時停止をしていただいてやっていただければいいのではないかと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 2番峯岸敬一議員。

〔2番 峯岸敬一君発言〕

◇2番（峯岸敬一君） このラウンドアバウトというのは、まだなかなか周知がされていないと思いますので、大変すばらしい交差点だと思うのですが、これからの町の対応を期待して、私の希望なのですが、一日も早くラウンドアバウトができることを希望しまして、質問はこれで終わりにいたしたいと思います。

次に、生活道路の補修についてなのですが、先ほど各区長さんから道路補修の要望が出されていると思うのですが、そのうちの39件というのが実行されたと伺いましたが、そのほかの39件以外に要望された、実施できなかった部分というのを教えていただけますか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

昨年度区のほうから要望がございました件数については69件ということで、そのうち実施できたものが39件、予算不足により未実施となったものが12件とありますが、そちらについては延長が長い側溝の蓋かけだとか、すぐにその年度内で予算がなくて対応できないもの、そういったものが12件ございました。

また、事業規模が大きく検討中となったものが4件、内容につきましては、高橋川の改修とか、来年度計画を立ててどういうふうに進めていくか考えるという予定になっておりますが、そういった年度内ですぐにどうにかできるものではなくて、計画的に行うことが必要なもの、また舗装の全面打ち替えとか、それについても大変費用がかかるものですから、その年度内に完結できないもの、そういったものが4件ございました。

また、町の管轄でない県道とか国道とか、そういったもので伊勢崎土木事務所へ要望を伝えたもの等が8件ございました。

内容については以上となります。

◇議長（新井賢次君） 2番峯岸敬一議員。

[2番 峯岸敬一君発言]

◇2番(峯岸敬一君) ありがとうございます。

それと、各区長さんたちから要望があった中の事案で、多分出された順番から決定するとかということではないと思うので、優先順位みたいなものがあると聞いたのですが、どのように選考してその要望を、その事案をかなえているかお聞きできますか。

◇議長(新井賢次君) 都市建設課長。

[都市建設課長 原田英樹君発言]

◇都市建設課長(原田英樹君) お答えいたします。

先ほど答弁にもございましたように通学路については児童の安全を確保するために早急に優先的に行うようにしています。また、必ず要望があった際には、その現場を確認させていただいて職員のほうでその状況を見て、他の地区から出ている要望箇所と比較しながら、どちらが早くしないと事故につながるのか、安全が確保できないか、そういったものを総合的に判断して順番を決めております。

以上です。

◇議長(新井賢次君) 2番峯岸敬一議員。

[2番 峯岸敬一君発言]

◇2番(峯岸敬一君) 学校区で子供たちが通る場所に亀裂とかへこみですとかいろいろあるのですが、これを直すときに部分的に直してあるところが多いと思うのです。それが後から直すものですから、その部分だけちょっと段差ができて危ないところがあるのですが、子供たちにとっては通学するには大変だと思うので、そういうところというのは優先的に実行されるのですか。

◇議長(新井賢次君) 都市建設課長。

[都市建設課長 原田英樹君発言]

◇都市建設課長(原田英樹君) お答えいたします。

町長の答弁にもございましたように、毎年8月に通学路合同安全点検というものを実施しております。こちらについては、保護者から学校に寄せられた危険と思われる箇所について、関係者がみんな集まって1つずつ現場を確認しております。昨年度につきましては合計で37件ございました。そちらについて1つずつ確認をして、すぐにできるもの、例えば部分的な補修にはなってしまうのですけれども、そういったものにはすぐやるようにしております。やはり費用のかかる全面道路の打ち替えとか、そういったものについては、その年度では完結できないものについては翌年度予算要求をして、翌年度にそのバランスを見ながら、特に通学路については優先的にできるようにやっております。

以上です。

◇議長(新井賢次君) 2番峯岸敬一議員。

[2番 峯岸敬一君発言]

◇2番(峯岸敬一君) 先ほどもお話ししたのですけれども、盛り上がって危ない部分というのがあ

るのですが、そうした工事の際に、あれは見ていてもあまり道路がきれいではないです。出来上がったときにどなたか立会いをしたとか、チェックをしたとかということはあるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

現場については、工事の完成について確認をしております。盛り上がりに関しましては、やはり箇所でアスファルトをそこに埋めるものですから、多少の盛り上がりは出てきてしまうような形にはなっています。見栄えに関しましては、やはり全面打ち替えをするのが一番よろしいかと思うのですが、そちらに予算をかけてしまうと、例えばほかの通学路ができないだとかというのがありますので、まずは応急措置をさせていただいて、予算の都合がつかましたら全面打ち替えとか、そういった形になるかと思えます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 2番峯岸敬一議員。

〔2番 峯岸敬一君発言〕

◇2番（峯岸敬一君） 生活道路補修について私のお伺いすることは、これで終わりにいたします。

次に、独り暮らしの高齢者問題について、ちっとんべえお助け隊の500円というのが有償となっていますが、この有償というのはどんな形で500円というのが決められたのか、それとこの500円をどのように使っているのか、ちょっとその辺をお聞きしたいのですが。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

ちっとんべえお助け隊の作業内容というのが、ちょっとした掃除とか、電球交換とか、買物などの代行とか、そういったものは生活支援サービスといいます。このサービスについては、困ったときはお互いさまという意識を皆さんに浸透させて、住民の助け合い活動として発展させなければいけないものだと思っています。先日も羽鳥議員の質問で出ましたけれども、ほかの介護保険制度の、生活援助のサービスとは別に、こういったちょっとしたお手伝いを、生活支援サービスというのは助け合いという活動で発展させてもらいたいといったところです。一方で有償ボランティアというのは、助ける側と助けられる側、支える側と支えられる側の対等性を保つためのものだと思っています。そこに謝礼金というものが発生して、その謝礼金というのはボランティア活動に対してあくまでも謝意を表すためのものだと思っています。そういったところで対等性が保たれて気兼ねなく助け合える関係をつくる、有償ボランティアというのはそういった手段だと考えています。ですので、生活支援の助け合いの活動というのは、有償ボランティアの仕組みを活用するのが効果的だと考えて、このようなものにしました。500円というのはちっとんべえお助け隊の人件費ですとか、そういった活動をす

るための資金となっております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 2番峯岸敬一議員。

〔2番 峯岸敬一君発言〕

◇2番（峯岸敬一君） 感謝の気持ちというのが有償ボランティアと言いましたけれども、この500円というのが年金だけで暮らしている人、それにもう高齢で体が動かない、ごみ出ししたくても出せない、その人たちがもし毎回500円を出していたら、1か月で2,000円とか2,500円になるわけですよ。ぎりぎり生活している人がその2,500円を出すというのは大変なことだと思うのです。一応登録制度みたいな形にして、本当に大変な人は登録していただいて、その人たちだけ町に申請して支援をしていただくということはできないのでしょうか、お伺いします。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

まず、500円の根拠というのをお話ししておかなければいけないかなと思いますが、群馬県の最低賃金が1時間985円になっています。3月1日から値上がって1,063円にはなっていますが、この設計した当時985円に準じて30分500円という設定をしております。年金だけの高齢者にはちょっと厳しいよというお話、それはあるかもしれません。ただ、そこを例えばそういった方には申請してもらって、その部分は免除という形とかにできるかという、やはりこちらにつきましては先ほど申し上げたとおり、お互いさまというところ。助ける側と助けられる側の対等性というところ、それが謝礼だということ、そこに重きを置きたいと思っております。もし町がその500円を負担して、それをちとんべえお助け隊に支払うということになると、500円というものの性格が謝礼から賃金に変わってしまうかもしれないということが考えられます。これは何かの法律で決まっているとか、何かの条例で決まっているとか、そういう何か決まっているものではないので、非常に感覚的な話になってしまうのですが、こういった支え合いというものってやはりその感覚というところに頼るところがあるかと思うので、そこに私たちは重きを置きたいと思っております。これが謝礼という性格から賃金という性格に変わってしまった場合、この活動が困ったときにはお互いさまという互助ではなくて、安い労働力になってしまうのではないかと、そこを私どもは懸念しておりますので、そこをご理解いただきたいというところと、あとは調べてみるとやはりこういった活動をしている団体には、低所得者向けの100円、200円でできるものと500円をいただきたい、そういう2段階に分けて料金設定をしているところもあるようですので、今後、利用が広まっていく中でそういった声が多くなってくれば、今日峯岸議員からもご提案いただきましたので、そういったところはこれから関係者と協議して行って、いろんな方が使いやすくなるような制度にしていければいいかなと思っております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 2番峯岸敬一議員。

〔2番 峯岸敬一君発言〕

◇2番（峯岸敬一君） この事業の500円の根拠とかということはよく分かりました。私も分かるのですが、実際その人の立場になってみると、賃金とか謝礼とかという問題ではなくて、もっと生活に関わってくる問題なものですから、これをどうにか、どんな形でもいいのですけれども、今先ほどおっしゃられたように500円でできるのと100円でできる、そういう形でもいいですし、そういう人たちを助けるために何か違った方法とかを考えていただけるとすごくありがたいと思います。また、そういう人たちにとって、それが一番の解決方法ではないかと私は思いますので、その辺をよろしく願いいたします。

次の質問に入ります。町内でボランティア活動をしている状況というのを一応把握はしていらっしゃいますか、その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

峯岸議員のご質問ですと、上陽元気村という個別にお名前が挙がっておる上陽元気村に関してでありますけれども、町長の答弁にもありましたとおり、各小学校区でこのような活動がされています。上陽小学校のほかにも玉村小学校地区、芝根小学校地区、中央小学校地区、南小学校地区、それぞれに上陽元気村のようなニックネームというか、愛称というか、つけて活動しています。上陽元気村を例に例えれば、朝市なんていうのはとてもいい取組だと思っております。年に数回ということなのですけれども、そこはある意味通いの場になっていたり社会参加の場になっていたり、地域の交流の場になっています。そういった場を住民の皆さんが自主的につくっていただいている、そういった活動がほかの小学校区でも行われている、それぞれに特色のある取組をしていただいている、そこでそれぞれの地域の力というのを発揮していただいているということにはとても心強く思っております。とてもありがたいなと思っております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 2番峯岸敬一議員。

〔2番 峯岸敬一君発言〕

◇2番（峯岸敬一君） そのボランティア活動の人たちのことについてなのですが、先ほど町長からも答えをいただいたのですが、もう一度広報紙やホームページとかSNSですとか、そういうところで周知していただけたということが、ボランティアをやっている人たちにとってはすごく励みになると思うのです。ですから、その辺を再度お聞きしたいのですが。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

[企画課長 関根伸行君発言]

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

玉村町は、平成の大合併時に自立の道を選択して歩んできたところでありますけれども、その際に住民との協働によるまちづくり、これを大きな一つの柱としてまちづくりを進めてきたということでございます。地域の皆さんがボランティア活動をはじめ、町と連携して様々な住民活動をしていただければ地域が元気になり、町の活性化にもつながりますので、とてもありがたいことだと考えております。企画課では、その住民との協働を中心となって担う住民活動センターぱるを所管しておりますので、ぱるの登録団体が様々な活動をしていることは、毎月のパートナーシップ会議で報告がありますので、承知しているところでございます。町としましても、登録団体の活動を支援すべくメルタまや町の公式LINEアカウントで情報発信の手伝いをしているところでありますけれども、イベント等の周知の依頼があればもちろん協力したいと考えております。

なお、上陽元気村につきましても、私ども企画課のほうでもふれあい朝市のイベント情報を発信させていただいているという経緯もありますし、ほかの団体の情報発信もしているところでございます。現在では健康福祉課のほうでもふれあい朝市のイベント情報を発信してくれていると思います。また、企画課のみならず、関係各課でも情報発信できますので、そういった情報発信してもらいたいという際には、関係各課にご相談いただければと思います。

なお、今年度から住民活動サポートセンターぱるのほうでも公式LINEアカウントを取得して、積極的な情報発信をしているところでございます。ぜひそちらのお友達の登録をして、追加登録していただければと思います。いろんなイベント情報が配信されておりますので、そういった情報をキャッチしていただいて、興味があるイベント等がございましたら、ぜひ足を運んでいただければ、住民活動団体も励みになると思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 2番峯岸敬一議員。

[2番 峯岸敬一君発言]

◇2番（峯岸敬一君） ありがとうございます。

先日上陽元気村のボランティアで藤川の掃除をしたのですが、町長をはじめ議員の皆さんに来ていただいて、どのような活動をしているかということを見ていただきました。町全体でこのような活動をしていただくということは大変意味のあることだと思います。ぜひ皆さんと一緒に玉村町をきれいにして、この活動を町全体に周知していただくことを願って、私の一般質問をこれで終わりにいたします。ありがとうございました。

◇議長（新井賢次君） 休憩いたします。10時15分に再開いたします。

午前9時45分休憩

午前10時15分再開

◇議長（新井賢次君） 再開します。

◇議長（新井賢次君） 次に、5番井上景子議員の発言を許します。

〔5番 井上景子君登壇〕

◇5番（井上景子君） おはようございます。議席番号5番井上景子です。議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。人生2度目の質問、一回一回の質問を大事にして、一步一步成長していきたいと思えます。

1番目に、令和8年度施政方針について。たまむら花火大会の2026年度の開催見送りについて伺います。

1、開催見送りが決定されるまでの検討プロセスについて伺います。どのような議論を経て、どの会議で決定したのかお答えください。

2、ふるさと創生基金以外の財源確保策についてはどのような検討を行ったのか伺います。

2番目に、部活動の地域展開について。部活動の地域展開が全国的に進む中、玉村町でも子供たちの成長環境を守りながら、持続可能な仕組みをどのように構築していくのかが問われています。指導者の確保や保護者負担、教育的意義の維持など、地域展開には多くの課題があります。町として、現状認識と今後の方針について伺います。

1、部活動の地域展開について、玉村町の現在の取組状況と課題をどのように把握されていますか。

2、地域展開に伴うクラブチーム・指導者の確保については、どのような方針や見通しをお持ちでしょうか。

3、部活動の顧問を希望する教員への対応や手当についてはどのように考えておられますか。

4、地域展開により、部活動の持つ教育的意義が損なわれてしまうことを懸念しています。指導者の質、子供たちの心身の成長、心の居場所としての役割などの観点から、町としてどのように捉えているのかお聞かせください。

3番目に、義務教育に係る費用の負担軽減策について。義務教育に係る費用の負担が年々増しているとの声が寄せられています。保護者の経済状況に左右されることなく、子供たちが安心して学べる環境を守ることが重要です。この点について町の考え方と今後の取組を伺います。

1、小学校入学時に必要となる算数セットについて、備品化を進めることは可能でしょうか。

2、玉村町内の小学校において、体操着のリユース活動を行っている小学校はどの程度ありますか。

3、中学校の制服の在り方について、各中学校などで生徒自身が議論を行っている状況はあるのでしょうか。

4番目に、藤川に堆積する土砂について。藤川では、地域の皆さんがごみ拾いや土手の草刈りなど、

日頃から河川の維持管理に大きく貢献されています。しかし、土砂の堆積については、地域の力だけでは対応が難しく、行政の役割が重要になります。防災の観点からも、現状の把握と今後の方針が求められています。そこで、以下の点について伺います。

1、藤川における土砂のしゅんせつが最後に行われたのはいつのことでしょうか。

2、台風第19号のときに藤川の水位が危険なレベルまで上昇したと聞いています。当時の状況とその後、町として対応を行ったのか教えてください。

3、防災の観点から、土砂のしゅんせつを輪番的・計画的に実施（要請）することは可能でしょうか。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 井上景子議員のご質問にお答えします。

まず初めに、令和8年度施政方針についてのご質問にお答えします。たまむら花火大会2026年度開催見送りについて、まず1点目の開催見送りが決定されるまでの検討プロセスについてお答えします。開催の見送りまでのプロセスといたしましては、まず9月25日に開催しました第3回たまむら花火大会実行委員会にて、物価高騰や人件費の増加などの影響による開催経費の増加や現状の課題をご説明し、次年度の開催の可否について協議いたしました。しかしながら、当日中に結論までには至らず、11月13日に開催しました第4回たまむら花火大会実行委員会にて改めて協議いたしました。

第4回実行委員会では、開催経費の推移やふるさと創生基金の状況、他自治体の経費の状況、町の財政状況もご説明した上で再度議論を行い、その中で委員より、議会でも説明してほしいとのご意見をいただきました。そのため、11月21日の全員協議会及び12月4日の総務経済常任委員会の所管事務調査にて状況をご説明し、議会からのご意見をいただきました。その後1月28日に開催しました第5回実行委員会にて、議会からの意見内容を報告し、さらに新たなたまむら花火大会の検討を行うワーキンググループの設立、令和8年度たまむら花火大会の中止について事務局より議題を提案させていただき、実行委員会の了承を得たものです。以上が花火大会の開催見送りまでの検討プロセスとなります。

次に、2点目のふるさと創生基金以外の財源確保策については、どのような検討を行ったのかについてお答えします。まず、今までの花火大会においてふるさと創生基金以外での収入としては、個人、企業、行政区からの協賛金をはじめ、特別観覧スペースの売上げ、軒先パーキングの手数料収入などがあります。令和7年度においても協賛者の新規開拓、特別観覧スペースの増設及び販売金額の値上げを行い、増額収入に向けた取組を行いました。さらに、軒先パーキングにおいては、玉村大橋西側の河川敷を花火大会公式駐車場として計120台分の駐車スペースを新規に増設し、昨年度と比較し

て43万1,787円の手数料の増収ができましたものの、大幅な収入増加には至っていないのが現状です。そのため、令和8年度より旅行事業関係者やイベント関係者などの有識者をメンバーとしたワーキンググループを立ち上げ、新たな財源確保策や収支バランスが取れる花火大会に向けた検討を進めてまいります。今後はこのワーキンググループにおいて、商用的な視点からも検討を進めることで、新しい花火大会の在り方が構築できてくるものと期待しております。

次の部活動の地域展開について、その次の義務教育にかかる費用の負担軽減策についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、藤川に堆積する土砂についてのご質問にお答えいたします。藤川は、前橋市を起点とし玉村町と伊勢崎市の境を流れ、利根川に合流する一級河川であります。前橋市内においては、群馬県の前橋土木事務所が管理し、前橋市と玉村町の境より下流部については、伊勢崎土木事務所が管理をしています。そのため、ご質問の河川内の土砂の堆積対応につきましては、伊勢崎土木事務所に確認をいたしました。

まず、1点目の土砂のしゅんせつが最後に行われたのはいつかとのことについてですが、土木事務所によれば、藤川において伊勢崎土木事務所所管のしゅんせつの実施について確認できたものは、平成14年度とのことであり、それ以降の小規模なしゅんせつについては確認が難しい状況のようです。

次に、2点目の台風第19号の際に利根川への合流付近で発生した内水氾濫の被害状況と町の対応はどのようなものかについてですが、台風第19号における被害状況に藤川と利根川合流部付近での冠水等の記録はなく、職員で対応した者もないため、町としては把握しておりません。

最後に、3点目の防災の観点から、土砂のしゅんせつを輪番的・計画的に要請することは可能かのご質問についてですが、土木事務所によれば、これまでも河道内に堆積している土砂については、堆積状況を調査し、緊急性の高い箇所から順次計画的に撤去しており、直近に実施した令和6年度の調査結果では、藤川においては緊急性のある堆積は確認されなかったが、引き続き河川巡視や点検などにより状況の変化を把握し、適切な維持管理に努めていくとのことでした。

◇議長（新井賢次君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） おはようございます。井上景子議員の部活動の地域展開についてのご質問にお答えいたします。

初めに、部活動の地域展開に関する玉村町の取組状況と課題についてということですが、部活動の地域展開は全国的にも大きな転換期を迎えております。令和7年12月には、文部科学省より部活動及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインが示され、国の工程では令和8年度は改革実行段階へ移行する節目の年と位置づけられております。玉村町におきましても、令和4年度より地域展開に向けた取組を進めており、現在はこれまでの実践を踏まえながら、より持続可能な体制構築に向けた新たな計画を検討しているところであります。課題といたしましては、少子化に伴う生徒

数の減少が進む一方で、部活動数が大幅には減少していないということから、単独校でチーム編成が困難な競技が増加している点が挙げられます。その結果、学校間連携や複数顧問制が常態化し、教員の負担増加も課題となっております。加えて、活動規模の縮小により、生徒が希望どおりの活動機会を得にくい状況も見られます。こうした状況を踏まえ、生徒の活動機会を確保することは、地域全体として取り組むべき重要な課題であると認識しております。

次に、地域クラブや指導者の確保についての方針についてということですが、現在、玉村町ではソフトテニス、軟式野球、陸上競技、サッカー、ソフトボールの5種目において地域クラブと連携し、主に休日の活動支援を受けております。また、元中学校教員を地域クラブコーディネーターとして任用し、学校と地域クラブとの調整や新規指導者の確保に取り組んでおります。さらに、令和8年度には総合型地域スポーツクラブの設立を目指す一般社団法人との連携を進めております。この新たな連携体制により、一層安定した指導体制の構築と指導者確保の強化を図り、地域全体としてのスポーツ環境の活性化につなげていく方針であります。

次に、部活動顧問への対応や手当ということについてですが、顧問配置については、教員の専門性や希望を踏まえつつ、過度な負担とならないよう各学校において配慮しております。手当につきましては、休日の部活動指導に対して3時間当たり2,700円の部活動指導業務手当が支給されております。また、大会等で7時間以上の引率業務を行った場合には、5,100円の対外運動競技等指導手当が支給されております。今後、地域展開が進む中で、教員が地域クラブ指導者として関わる場合には、職務に支障のない範囲で兼職、兼業を認めることも想定しております。

次に、地域展開により部活動の教育的意義が損なわれるのではないかとの懸念についてですが、部活動は技能向上のみならず、生徒の心身の成長や仲間との協働、自主性や責任感の育成など、多面的な教育的意義を有しております。今年度実施したアンケートでは、「平日は部活動、休日は地域クラブ活動が望ましい」と回答した生徒が約63%と最も多く、「平日・休日とも地域クラブ活動がよい」が約11%、「平日・休日とも部活動がよい」が約23%という結果でありました。この結果からも、学校における部活動の意義を重視する生徒が一定数いることがうかがえます。したがって、玉村町としては、学校における教育的価値を大切にしながら、休日活動を中心とした段階的な地域展開を進め、持続可能で質の高い活動環境を整備してまいります。将来的には、生徒が生涯にわたりスポーツや文化活動に親しみ、地域で育った人材が再び地域の指導者として活躍する好循環の構築を目指し、学校、地域、関係団体と連携しながら着実に取り組んでまいります。

続きまして、義務教育にかかる費用の負担軽減策についてのご質問にお答えします。まず、小学校入学時に必要となる算数セットについて、備品化を進めることは可能でしょうか、についてですが、算数セットは抽象的な思考力がまだ十分に育っていない低学年の子供たちがブロックやおはじき等の具体物を操作しながら考えることで、数や量の感覚を養うなど、発達段階に応じた算数の力を育成する上で有効な教材であります。現在は、小学校入学時に各家庭でご用意いただいており、兄弟や知人

から譲り受ける例もあるものの、多くの家庭では新たに購入していただいている状況です。価格はおおむね3,500円程度であり、入学時の一定の経済的負担となっていることは認識しております。算数セットの備品化につきましては、繰り返し手で触れて使用する教材であることから衛生面への配慮が必要であること、また部品点数が多く細かいことから、保管、管理、点検に相応の手間を要することなどの課題があります。そのため、現時点で町内全小学校一律での実施には慎重な検討が必要であると考えております。一方で、学校単位では、PTA組織が中心となって不要となった算数セットを回収し希望者へ提供している取組や、学校で一定数を保有し必要に応じて貸し出しているという事例も見られます。今後は、こうした実践例を小学校間で共有し、衛生管理や保管方法の工夫も含めて検討を進めることで、保護者負担の軽減につながる方策を模索してまいります。

次に、玉村町内の小学校において、体操着のリユース活動を行っている小学校はどの程度ありますか、についてですが、現在、町内5校中3校において体操着のリユース活動が実施されております。いずれもPTA組織が中心となって周知や回収を行い、学習参観日や学校行事など保護者が来校する機会に合わせて提供しております。こうした取組は、家庭の経済的負担軽減に加え、資源の有効活用という観点からも意義あるものと認識しております。

最後に、中学校の制服の在り方について、生徒自身が議論を行っている状況はあるのでしょうか、についてですが、中学校においては子供たちが学校生活を自分事として捉え、その在り方について主体的に考え、話し合う取組が進められております。制服の在り方につきましても議題となることがあり、TPOに応じた着用方法等が話し合われた例はありますが、現時点では家庭の経済的負担の観点から制服そのものの必要性まで踏み込んだ議論には至っておりません。今後、子供や家庭、教職員等の関心が高まった場合には、教育的意義や経済的負担、地域の実情などを総合的に踏まえながら、学校ごとに丁寧な議論が行われることも考えられます。義務教育にかかる家庭の負担軽減は、子供たちが安心して学ぶことのできる教育環境を整える上で重要な課題です。今後も、現在各家庭にご用意いただいている教材や用具について、その教育的効果と保護者負担の双方を十分に考慮しながら、必要性の精査や取組の工夫を各学校と連携して進め、持続可能な形での負担軽減に努めてまいります。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） 丁寧な答弁ありがとうございます。第2質問に移らせていただきます。

まず、1番目の施政方針について、たまむら花火大会の2026年の開催見送りの決定までのプロセスについてなのですが、たまむら花火大会については毎年商工会をはじめ、町職員の方々が総出で準備や警備を行ってくださり、大変なご苦労だと伺っております。まず、その方々に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今年度のたまむら花火大会の開催見送りについては、苦渋の決断であったのだと受け止めています。

一方で、花火大会実行委員の皆様をはじめ、商工会、町民の皆様、そして子供たちにとっては町で行われる数少ない大型イベントであり、開催見送りは大変残念だという声が寄せられています。その声に応えるためにも、この開催見送りという判断に至るまでのプロセスをもう一度丁寧に説明していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） ご質問についてお答えいたします。

大まかなプロセスにつきましては、先ほど町長が答弁したとおりでございますが、補足させていただきますと、まずこちらの今回の見直しの起因としましては、花火大会の経費高騰、さらには町の財政状況、今まで捻出しておりましたふるさと創生基金の枯渇、そういったところが主な要因になってくると思います。さらに、来年度予算を見ていただきますと分かりますとおり、来年度は大型の公共施設の改修等、こちらがかなり予定されているところもございまして、特に令和8年度につきましては、予算自体が10%以上増額しているような状況でございます。

そういったところも踏まえまして、9月の実行委員会ではまず経費高騰、それから現在の課題を中心としまして、花火大会の課題について事務局のほうから議題としまして上程させていただいた状況です。ただ、その中でも井上議員さんがおっしゃるとおり、やはり皆さんが毎年楽しみにしている花火ですから、もうちょっと検討が必要ではないのかということで、さらに11月の実行委員会にて、今度は今現在のふるさと創生基金の状況、それから今後の推移を含めまして枯渇するという現状と、あとは物価高騰のさらに細かい情報提供、それから来年度想定されている事業等も含めまして、11月にご説明させていただきましたところ、議会のほうからもやはり考察をいただきたいという、そういったお話をいただきました。その状況を踏まえまして、以後全員協議会、それから総務経済常任委員会にて、皆さんにこちらの課題についてご提示させていただきまして、考察をいただいた状況でございます。その後1月18日にて、今回の議会からいただきました考察も踏まえまして、最終的な検討をさせていただきまして、ただこちらの議題内容についてはあくまでも事務局提案、予算の状況であったりとか、公共事業の絡みを起因とした見直しというふうに提起しておりましたので、その議題につきましては実際こちらの事務局から提案させていただきまして、実行委員会にて承認を得て、最終的に実行委員会で来年の見直しは決定という形を判断させていただいた経緯がございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） ありがとうございます。来年度公共工事がとても多いということで、またふるさと創生基金が数年後には枯渇するというところで、大変財政的に厳しいという状況は理解できました。しかしながら、私昨年度、玉村町の花火大会、午前中商工会の皆さんが準備している状況、職員

の皆さんが準備をされている状況を見させていただいて、歩かせていただいたのです。そのときに観覧に来ている方々もたくさんいらっしゃいました。それなので観覧に来て場所取りをされている方にも挨拶させていただきました。そうしたら、そこにいる方はほとんどは玉村町外、もう群馬県外の方がほとんどでした。そして、今花火大会をやっている自治体って地方にたくさんあると思うのです。先日も昭和村の花火大会に行きました。そうやって花火大会をすることで人が動くということ、そこに物すごく価値があると思うのです。そして、花火大会をするということで、大人たちにとってはただの1回の花火大会かもしれないのですけれども、子供たちであったり中学生にとっては、とても価値ある花火大会だと思うのです。その子供たちにとっては今年一年しかないのです。大人にとっての50分の1と子供たちにとっての5分の1、その時間の価値というのはお金には代えられないものがあると思うのです。

そこで、今時代的にクラウドファンディングというのが地方の自治体でもたくさん活用されておりまして、玉村町においても昨年度、スカイランタンプロジェクトのほうで活用されたかと思うのですけれども、玉村町においても今年度の花火大会、財政状況が厳しいという中で、そういうクラウドファンディングであるとか、例えばふるさと納税型のプレミアムシートの返礼品などを用意して、そして財政的な部分を回避するような、そういう策を練るといことは、この実行委員会の中では検討はされなかったのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

今回の見直しの件につきましては、あくまでも玉村町から花火大会をもうやめるよという姿勢ではなくて、今後玉村町の花火大会がもう既に35回継続されていますから、今後も収支バランスの取れた継続可能な花火に向けた見直しも含めた今回の見送りという形になっております。そのために、今回中止に当たって実行委員会にもご提案させていただいた内容としましては、花火大会の検討に向けたワーキンググループの設立、それから来年、再来年につきましては、70周年という玉村町の記念すべき年となりますから、その祝福としまして花火大会を開催する、この2点につきましては、実行委員会、それから広報、ホームページなんかでも皆さんにお知らせさせていただいている状況でございます。その中で、今までは収支バランスをうまく取れるようにということで、商用的な目的とした、少しでも収益が図れるようにということで、敷席を増やしたり、それから昨年、前回大会から駐車場不足問題もございましたから、そこも加味して収益が取れないかということで、軒先駐車場という有料パーキング制度を導入した次第でございます。ただ、決算の結果を見ますと、さほど何百万という収益が一気に上がったという効果は見られないものの、少しずつそういった商用的な収入についても、近年におかれましては少しずつ増えている状況です。

そういった中で、今後検討する継続可能な花火大会に向けて発足されますワーキンググループでは、

まず商用的な施策がないか、今回の栈敷席のさらなる拡大もそうですし、有料駐車場が増やせないか、そして今現在協賛金とひもづけされております広告、パンフレットなどに掲載している広告を、これをさらに全国的に広告収入として得られないかとか、そういった様々な方法、まず商用目的からの検討方法を探っていきたいと考えております。

また、先ほどご提案いただきましたクラウドファンディングにつきましては、こちらはいろいろと状況を見ますと、テストマーケティング的な優位性はあるようで、そもそもスタートアップ、何か事業を始めるとか、そういったときにより賛同を得て結構寄附金が集まるという状況もあるようです。そういった中でも地域に密着したイベントの維持継続という形であれば、購入型のクラウドファンディング、寄附型ということになるとかなり厳しいとは思いますが、購入型のクラウドファンディングでいかに何か仕掛けがつかれないか、そういったところも含めまして、ワーキンググループでは今後検討していきたいと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） ありがとうございます。町のほうとしましては、まずやめる前提ではなかったということですよね。だから商工会の方であるとか花火大会実行委員の方々、本当にたくさんの知恵を絞って、それで昨年度商用的な栈敷席であるとか駐車場の有料化であるとか広告収入等、たくさんの検討をしていただいたのだと思います。ただ、その中で私、今年度議員にならせていただいて、全員協議会の後、ある方に言われたのです。花火大会をするかしないか、あれが最後のとりでだったのだよと言われたのです。そのとき、私はその会議には出席していましたが、でもそれが決定していた会議だとは認識していなかったのです。それで、今回このような質問をさせていただいたのですけれども、そういった中で実行委員の方々もやりたいという気持ちはたくさんあったのですよね。ただ、それが財政が厳しいという状況を覆すほどの決断にまでは至らなかった。でもその気持ちはすごくよく分かって、決断するってとても責任が重いことで、ましてや3,000万円からかかる花火大会、2,600万円ですけれども、今年度もし開催するとなれば多分3,000万円は超えると思います。3,000万円かかる花火大会を継続するというのはとても難しいことなのだと思います。ただ、玉村町の花火大会、先ほども言ったのですけれども、大人にとっては1年休むことは大した問題ではないかもしれないのです。しかし、今の中学3年生にとっては、仲間と見る最後の花火になるかもしれない。そして、高校3年生にとっては、群馬で過ごす最後の夏になるかもしれない。子供たちの一瞬の輝きを奪わないでいただきたいのです。このたまむら花火大会が始まったとき、私は中学1年生でした。そのとき私の父は玉村町の消防団長でした。玉村の花火大会をするためにたくさんの方に声をかけたそうです。全ての分団に行って、みんなで子供たちのため、玉村町のために花火をやろうと声をかけたそうです。多分私の父だけではないと思うのです。商工会の方々、また玉村町の職員の方々、

その玉村町の商工会の方々も多分お金を集めるために必死な思いをされていたと思うのです。場所のこととかもいろいろ、たくさんのエネルギー、たくさんの情熱をかけたと思うのです。そういった初めに起動するときのエネルギーというのは、物すごい情熱と作業も必要です。だからこそ私は、その思いを次の世代につなげたいと思っています。町長、私は諦めたくありません。ぜひクラウドファンディングを立ち上げて、玉村町町民全員で3,000万円集めませんか。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 井上議員のお気持ち、分かりました。本当に花火大会は35回続けて、休んだのはコロナ禍の2年なのです。それ以外は続けてきたという、そしてまた354バイパスがなかったときは、両水の消防署の近くで打ち上げていました。田園夢花火ということで、水面に映るわけです。その環境はどこにあるかというところで今の上陽地区の花火大会の会場に来たわけですが、その中で、今年玉村町の魅力を発信するフォトコンテストに、ここに出るのは大体花火です。あとお祭りです。あと様々な風景なのですけれども、それほど花火というのは浸透して、その入賞者を見ると町外の人がほとんどなのです。町外の人が本当に、結構遠くのほうからも写真を撮りに来ているのです。そのぐらい浸透して、このフォトコンテスト、来年はこれで賞を取るよという勢い込んで、玉村町の一年の様々な行事に町外の人が来ていただいているというのは事実。その観点から見ると、この花火はどうやってここまで浸透した花火を未来に持続させていくかという、そういったところに今、もう一回この花火大会の意義を確認して未来につなげていくという、そういった時期に来ていると思います。

そういう中において、今回ワーキンググループという形を、この花火に対しての思いだけではなくて、地域づくりとか様々なクリエイティブな発想をする人たちが集まって、本気でこの花火大会を盛り上げ、花火だけではなくて花火を盛り上げるためには、どんな形の付加価値がつけられる花火になるかということまで考えるワーキングチームになってきていると思いますので、その人たちがこのたまむら花火大会の持続可能性を追求するという意味での来年度、それが今度は再来年度は町制70周年記念ということで盛大な町のイベントもあると思います。そのときはもちろん花火大会をやるわけですが、次をどんな形でこの花火の持続可能性を求めていくかというかなり濃い議論ができるチームだと思いますので、そこのところは非常に期待しています。攻めの花火大会、本当に町にとって魅力発信としての大きな、今年は言ってみればための1年になるかもしれませんが、非常に期待できる玉村田園夢花火は持続可能性を求めて頑張っていこうと思っています。

◇議長（新井賢次君） 5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） ありがとうございます。ちょっと残念ですけれども、来年以降の持続可能な花火大会に期待したいと思います。

続きまして、部活動の地域展開について質問させていただきます。玉村町では、今5種目の部活動が休日の部活動の地域展開をされていると伺いました。それで、総合地域クラブが設立を目指しているとのことですが、その総合地域クラブの役割と、あと中学生が成長するためには、子供たちの心身に寄り添う必要があると思います。その辺の研修であるとかサポートであるとか、その辺の役割分擔みたいなものはどういうふうにお考えでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

部活動がこれまで果たしてきた役割というのは、中学生の学習面以上に非常に深いものがあるかなと思っております。その中で、教職員とともにやってきた部活動を今現在、地域に下ろしていこうと、地域に展開していこうという形に進んできております。教職員の働き方の改革ももちろんですけども、玉村町としましては、今まで玉村中学校も各学年7クラス、南中学校も7クラスあった、そういった学校だったところが、現在玉村中学校、来年度入ってくる1年生は3クラスになります。南中学校が4クラス、それだけ言うと両方足しても7クラス、今までの半分の人数になってきているということで、子供たちがスポーツをする機会を、少なくとも今まで玉村町にあった部活動が存続できる部分の部活、運動の数を存続できるようにということがこの総合型スポーツクラブの意義であると考えております。

また、子供たちの心身の成長となったときには、やはり専門家である教職員が関わるということとはとても重要な問題であると感じております。その中で、教職員もこの総合型スポーツクラブの一員となりながら、また学校での平日の活動の中で教職員が子供たちにどのように関わるか、そういったところを今後研究し、玉村町独自の地域展開を進めていきたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） ありがとうございます。先ほど中学校が3クラスになるということで、大変寂しいといえますか、危機感を感じております。確かにこれで人数が年々少なくなって行って、それで部活動が、玉村町ってほかの市町村に比べると多いですね。それで、子供たちは部活動を選ぶ選択権があって、でも中にはない部活動とかもあって、でもその部活動を選ぶことというのは、子供にとっては初めての責任ある決断だと思うのです。ですので、子供たちの決断できるという状況を大事にしてほしいなと思います。それで子供たちは中学校1年生で初めての決断をするわけですね。その中で、地域クラブであるか、部活動であるかという、そこから決めなければならないというのは大変な負担だと思うのです。それなので、ぜひ子供たちにとっては、例えばサッカーがやりたい、バスケットがやりたい。野球がやりたい、それを決断したらそのスポーツができるという環境を整えていただけたらありがたいなと思っています。その辺の部活動と地域クラブとの区別をなくすというか、

要は中学生から見たときの区別をなくすような、そういうようなお考えはあるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

今現在は、玉村町とすると5個の活動が休日の地域展開とされておりますが、今後につきましては、今あるスポーツの部活動がそのまま全部が地域展開していただくだけではなくて、総合型のスポーツクラブというものについては、自分はバレーボールがやりたい、バスケットボールがやりたい、野球がやりたい、そのように複数のスポーツがやりたいお子さんもいます。また、専門的にやりたいということとレクリエーション的にやりたいというお子さんといろいろなバリエーションがありますので、そういったものも含めて、地域型のスポーツで今日は外で野球をやります。今日は外でソフトボール、次の日はバレーボール、バスケットボールということまで選べるような、そういったスポーツ団体、または総合型の地域スポーツクラブという形にしていければということは今検討を進めている段階でございます。令和8年からそういった形で玉村町と連携協定を結ばせていただいた一般社団法人とともに今後考えていくという形で、その中ではやはり子供たちの意見が一番だと考えておりますので、子供たちがどのように考えていくかということについてもアンケート調査あるいは聞き取り調査をしながら、玉村町の今後のスポーツ環境を進めていければと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

◇議長（新井賢次君） 5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） ありがとうございます。確かに本当にそのとおりというか、とてもいい取組だなと思っています。そして、一個一個のスポーツを極めたいという子もいるし、楽しみたいという子もいるし、その両方の意見というか、今までどおり部活動を楽しみたい、一生懸命やりたいという子供たちの意見がすくい上げられるような、そんなシステムをつくっていただけたらなと思います。

そして、最後に、今年度スポーツ庁が部活動の地域移行から地域展開へと名称を変更しました。そこには、先ほど課長もおっしゃったとおり、部活動を地域に移すという発想ではなくて、地域全体で子供たちの活動を育てるという方向性を明確に示したものです。部活動の地域展開で最も大切にすべきことは、将来にわたり生徒がスポーツや文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保することです。それで、その実現のために学校だけに負担をかけるのではなく、地域全体で学校を支える仕組みを構築することが不可欠です。その上で、私は玉村町に部活動という言葉を残してほしいと考えています。

「玉村町は部活動を続けます」、この言葉を中学生やこれから中学生になる子供たちに届けてあげてほしいのです。保護者の方々、本当に不安を抱えています。そして、子供たちも部活がなくなったらサッカーどこでやるのだよという声もたくさんいただいています。子供たちは、部活動とか地域クラブとか関係なく、そのスポーツを楽しみたい、それが多分本心なのだと思います。ぜひ地域クラブで

あっても、子供たちが仲間と活動して成長し、心の居場所になるのであれば、それは紛れもなく部活動です。地域クラブチームを部活動であると町として明確に示していただけないでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

今、いろいろなところで考えて、どのように進むかということについても、この社団法人のほうでも考えていますし、委員会も開きながら検討を進めていくところですので、どういうふうになるか、部活動という意義については非常に重要だということで私自身も感じておりますので、そういったところも踏まえつつ、検討を進めていきたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきます。義務教育にかかる費用の負担軽減について、算数セットについて、算数セットは子供たちが数の概念を学ぶ上でとても重要な教材です。しかしながら、算数セットというのは3,500円と割高なのです。その一方で、使う期間は1年生の間だけととても短いのです。また、細かいパーツが多くて、おはじきであるとか一つ一つ、数え棒一つ一つお名前シールを貼る作業はとても負担が重いのです。新入学準備の忙しい時期に皆さん深夜、夜遅くまでピンセットで名前シールを貼るという経験を、全てのお母さんがやっております。ぜひ算数セットについては、町の使用状況、先生方の使用状況とかも踏まえ、備品化のほうを検討していただけたらありがたいなと思います。そのために調査したりしているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

具体的にどの学年でどれだけ使っているかということについて毎年調査しているわけではございませんが、学校のほうに訪問して、実際に使っている授業を参観するということについては、町の指導主事あるいは中部教育事務所の指導主事等が行っていて、また1年生、2年生について具体物を使って学習するということと、今パソコンが入ってICT化で進んでいるので、パソコン上でいじりながら学習するのの違いというものについてもしっかりとお伝えさせていただきながら、先生方の指導についても、こちらとしては伝えていくということと、実際に子供たちが算数セットにつきまちは学校の授業だけで使うというものではなくて、今現在家でも使っていく、いろんなところで親子でそれを使いながら遊んでいく、そういった遊びの中で学習を進めていくということが大事だということも教員の考えの中にはございます。そういったところを備品化していくということについて、貸出しもできるような形での備品扱いということではできるかなと思っておりますし、またPTA等で集め

ていただいたものを今後活用していくというところで、各学校においては幾つか集めたものについて、買えない子だったりとか、転入してきたりだとか、外国籍の子だったりとかということについては貸出しも行っているということが現状ですので、そういったことを踏まえながら、今後どのようにしたらよいかということについて、校長会等でも投げかけながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） ありがとうございます。

2番の小学生の体操着について、小学生の体操着については半袖半ズボンをよく利用するのですが、長袖長ズボンを使うことはほとんどないという子供もたくさんいらっしゃいます。その中で、そもそも小学校で長袖長ズボンを全員がそろえる必要があるのか、町としてどのようにお考えか伺います。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

町教育委員会としましては、ジャージについて必ず上下そろえなければならない、そういったような決まり、規則はございません。各5校があるのですが、各小学校ごとにTシャツとハーフパンツはそろえていますが、上下のジャージについては自分の持っているものでもいいですよという、そういう学校もございます。そういったことについては、保護者との関係あるいは学校での必要性、そういったことを踏まえてPTAであったりだとか、各保護者と学校が相談しながら進めていただければと思っております。また値段も張るものでございますので、自分の成長によって買い換えなければならないようなものです。そういったものがリユースされたりだとか、いろいろなところで経済的な負担にならないような状況になるということについては、学校のほうに伝えていきたいとは思っております。

◇議長（新井賢次君） 5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） ありがとうございます。

あと中学校の制服について、中学校の制服についても大変割高で、私は制服は大好きなので、制服文化は残したいと思っております。制服について購入するのではなくて、例えば一定期間一定料金でというサブスク等を検討するお考えは町としてないのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

町として一斉に同じにそろえるということについては、やはり玉村町教育委員会としてはそういう考えはございません。学校でどのように取り組むかということも含めて、両校の校長が中心となって考えていただきたい。教育活動についても同様ですし、このような服装も含めて子供たちとともに先生方が考えていくことが学習の中で非常に大事なことであり、私は認識しておりますので、今回制服の件が出てきたということについては、学校にも伝えてあることですので、そういったところで子供たちが子ども議会の際にもいろんな発表をしていただいていますけれども、自分たちの生活がどのようにすればよりよくなるかということを含めて、いろいろな場面で検討を進めていけるような学校になっていただければと思っています。そういったことについてお伝えできればと思いますが、よろしくをお願いします。

◇議長（新井賢次君） 5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） ありがとうございます。玉村町の教育はとても魅力的だと思います。それで、そういう決定権とかも学校のほうに自由な討論をさせるということで、本当にいい教育だなといつも私は思っているのです。ぜひこれからも玉村町が現場の声に耳を傾けながら、よりよい教育環境づくりに向けて挑戦を続けていくことを期待します。

続きまして、藤川に堆積する土砂について、平成14年度以降、全くしゅんせつが行われていないということなのですが、今後、数年計画で県へしゅんせつの要請をすることはできないものでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

土木事務所に確認しましたところ、確認できたものが平成14年度ということでありまして、それ以降の小規模なしゅんせつについては全くやっていないということではなくて、確認が難しいというような回答をいただいています。土木事務所によりますと、堆積をしている土砂につきましては状況を調査し、緊急性の高いところから計画的に撤去しているということですのでございます。藤川に関しましては、令和6年度に調査をしまして、そのときに緊急性のある堆積のほうは確認されなかったということですのでございます。ただ、引き続き河川巡視や点検などにより状況を把握しながら、適切な維持管理に努めていくと回答をいただいています。町としましても、適切な河川管理が行われるように要望のほうはしていきたいと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） 藤川は一級河川ではありますが、地元の方々、上陽元気村の方々が継続的に川の中のごみ拾いを行っており、また藤川を守る会の方も土手の草刈り等を行ってくださっています。地域の方々が藤川を守っている現状について、町として認識はされているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

地域の方々の活動につきましては、井上議員からも詳細な資料等を頂いておりまして、そちらのほうをよく確認をさせていただいております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） ありがとうございます。藤川は、本当に地域の皆様の長年の努力によって守られてきている川です。上陽元気村の皆さんによる川の中のごみ拾い、藤川を守る会の皆さんによる土手の草刈りなど、地域の方々が自分たちの暮らしと安全を守るために続けてこられた取組について、町としてもしっかりと認識し、評価するべきものだと考えています。一方で、土砂の堆積については、地域の力だけでは対応が難しく、防災の観点からも行政の積極的な関与が不可欠です。県の基準を待つだけでなく、町としての必要性を丁寧に伝え、しゅんせつに向けた働き方を積極的に行っていただきたいと考えます。藤川がこれからも安全で地域の皆さんにとって誇れる川であり続けるよう、前向きな対応をお願いします。

以上で一般質問を終わりにします。

◇議長（新井賢次君） 休憩いたします。11時30分に再開いたします。

午前11時15分休憩

午前11時30分再開

◇議長（新井賢次君） 再開します。

◇議長（新井賢次君） 次に、1番川端悟議員の発言を許します。

〔1番 川端 悟君登壇〕

◇1番（川端 悟君） 議席番号1番川端悟でございます。議長の承認をいただきましたので、一般質問通告書にのっとり一般質問させていただきます。

質問事項1、令和8年度施政方針について。重点項目④、生活しやすい環境をつくるの中で、河川の保全・公園緑地の充実では、玉村町の緑豊かな自然環境を活用した水辺の森公園の環境整備や、町

内の公園施設等について、誰もが安心安全に利用できるよう適切な維持管理を行うほか、地域における小規模な公園については、効果的な利活用を図るため、地域住民との共同管理を推進してまいります、とあります。河川の保全とはどのようなことを指しているのか、また町内の公園施設は具体的にどこを指しているのか、地域における小規模な公園をどのくらい把握し、どのように共同管理を進めるのか伺います。

重点項目⑤、たまむらの良さを次世代につなぐの中で、移住支援事業に516万円を計上とありますが、具体的にどの程度の支援を考慮した予算なのか伺います。

質問事項2、居住地周辺に設置された太陽光発電設備についてでございます。1月12日の毎日新聞に「太陽光発電、住民と摩擦」という記事がありました。これは人ごとではなく、上新田地内でも住んでいる住宅の脇に発電用のソーラーパネルの設備が完成しました。周辺住民は、太陽光発電設備建設の認識が薄いまま、目の前にできて景観は悪く、威圧感もあり、まぶしくて仕方ないなどの苦情が噴出しています。周辺住民に十分な理解を得ないまま建設を推し進めた結果、あつれきが生まれている状況です。再生可能エネルギーにおいてはなくてはならない設備が町民の生活を脅かす存在になりつつあるのです。

そこで、太陽光発電設備の設置計画に対して、町としてどのように関わっているのか伺います。

質問事項3、農繁期における一般通行車両とのトラブル回避について。農繁期、町道、これは農業関係者は農道だと認識している道なのですが、そちらにおいて一般車両とのトラブルが発生しています。農家の車両が邪魔だと一般車両からの苦情のようです。交通事故などを含めて、このようなトラブルを回避できる対応策について伺います。

以上でございます。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 川端悟議員のご質問にお答えします。

まず初めに、令和8年度施政方針についてのご質問にお答えします。まず、河川の保全とはどのようなことを指しているのかについてですが、本町は利根川、烏川、滝川などの豊かな水辺環境に恵まれており、利根川及び烏川の河川敷の公園は町民の憩いの場として親しまれ、また滝川緑道は散策の場として日頃から利用されています。このような快適な水辺環境を守るために、樹木や雑草の管理、不法投棄の防止などによる環境美化と下水道整備の推進による水質浄化などに努めることを河川の保全と考えております。

次に、町内の公園施設は具体的にどこを指しているのかについてですが、現在、町には町立公園として都市公園が12か所、開発により整備された公園が54か所、その他の公園が12か所の合計78か所があり、それらを直営のほか、指定管理者制度や協働管理などを用いて樹木や除草、遊具の点検などの管理を実施しております。

次に、地域における小規模な公園をどのくらい把握し、どのように協働管理を進めるのかについてですが、現在、町立公園で協働管理を実施している公園は、川井地区が3か所、上茂木地区が4か所、上福島地区が1か所、板井地区が4か所、南福島地区が2か所となっており、毎年4月に玉村町町有公園共同管理に関する協定書を自治会等の団体と締結し、除草作業等の維持管理を実施していただいております。今後も協働管理を希望される団体がありましたら、その都度進めていきたいと考えております。

次に、重点目標⑤のたまむらの良さを次世代につなぐの中で、移住支援事業に計上されている516万円を、具体的にどの程度の支援を考慮した予算であるかとのご質問にお答えします。移住支援事業は、東京一極集中を是正し、地方の人口減少対策と担い手不足の解消を目指すため、都市部から地方への移住を促進し、地域社会の活性化や地方創生に貢献することを目的とした国の補助メニューを活用した事業で、移住希望者が地方で就業または起業するなどの際に、移住にかかる経済的負担を軽減するための支援金を支給する制度となっております。この移住支援事業には、移住支援金事業と地方就職支援金事業の2つがございます。

まず、移住支援事業であります。支援金の支給対象となる要件として、移住前の要件と移住後の要件がありますが、その2つの要件が満たされた場合に、移住希望者の申請により支給されます。移住前の要件としましては、在住要件として、移住前の10年間のうち、5年以上東京23区に在住していた、通勤要件として、移住前の10年間のうち、5年以上首都圏の人口集中地域に在住し、かつ東京23区に通勤していた、また移住前の10年間のうち、在住要件と通勤要件を合算して通算5年以上となる、移住直前の1年間は連続して東京23区内に在住または通勤していた、などが要件となっております。また、移住後の要件は、群馬県のマッチングサイトに掲載された求人に応募して採用された、群馬県が実施する起業支援金事業の交付を受けた、移住前の仕事を移住後もテレワークで継続している、過去5年以上玉村町に居住した経歴があり、移住後に家業や農業などの継承に従事すること、などが要件となっております。これら移住前と移住後の要件が満たされた場合に支援金が支給され、2人以上の世帯に100万円、18歳未満の子供と一緒に転入する場合には、子供1人につき30万円の加算、また単身で転入する場合には60万円を支給します。ただし、移住後5年以上玉村町に住み続けてもらうことが条件となっております。なお、移住者に給付した金額の2分の1が国、4分の1が県、4分の1が町負担となっております。現在、群馬県の全ての市町村において、この補助メニューを活用し、本事業を実施しておりますが、玉村町では令和元年度から継続実施しております。

次に、地方就職支援金事業であります。本事業は令和6年度から始まった制度で、東京にキャンパスのある大学生が地方に就職すべく就職活動を行い、採用された場合に、採用面接でかかった交通費を支給するものです。さらに、就職が決まり転入してくる際の転居費用についても支給します。交通費は6,000円、転居費用は6万6,000円をそれぞれ上限に支給します。まだ新しい制度で

あるため、県内の全ての市町村で実施されておきませんが、玉村町では制度が始まった令和6年度から開始しました。なお、移住支援金事業と同じ割合で国及び県と町とで費用を負担します。

ご質問の事業費516万円の内訳ですが、まず移住支援金事業として、2人以上の世帯が3世帯、18歳未満の子供が4人、単身者が1人として移住を想定した場合の支援金480万円と、地方就職支援金事業として、交通費及び転居費用をそれぞれ5人として想定した場合の支援金36万円の予算計上となっております。

以上が本事業の支援の概要となりますが、本制度がより多くの移住希望者の方々に活用していただけるよう、引き続き周知に努めていきたいと考えております。

次に、居住地周辺に設置された太陽光発電設備についてのご質問にお答えします。太陽光発電設備の設置計画に対して、町としてどのように関わっているのかについてですが、まず該当する土地が農地の場合は農地転用が必要となるため、町農業委員会に対し、雑種地への農地転用の手続が必要となります。また、道路や公園など公共的な場所からの景観の観点からは、平成31年に策定した玉村町景観計画に基づき、届出対象行為に該当する場合は届出書の提出を求めています。

太陽光発電施設については、敷地面積300平方メートルまたは最高高さが3メートルを超えるものが届出対象行為となっており、該当する場合には景観形成基準に基づき審査を行っています。具体的には、計画内容について、景観形成基準に基づき、位置、規模、形態、色彩、意匠、素材、敷地の緑化などについて、周辺環境に配慮したものになるように審査を行っており、加えて太陽光発電施設につきましても、周囲の景観と調和する色彩のものを使用することと周辺景観との調和に配慮した配置や規模、高さとなるよう努めることとしております。ただし、景観計画につきましても、あくまで公共的な場所から見えるものについて一定の配慮を求めるものであり、太陽光発電施設などの設置そのものについて制限を行うものではありません。また、太陽光発電設置後の近隣の方々からの苦情は、雑草の管理不足が多く見受けられます。設置業者からの問合せがあった際には、雑草管理等、適切な環境維持を徹底するとともに、設置計画に関して近隣住民への丁寧な説明を行うことを求めています。また、群馬県におきましても太陽光発電設備の設置に当たっての配慮事項として、適切な発電事業を行うよう伝えています。具体的な設置や技術基準につきましては、経済産業省が太陽電池発電設備を設置する場合の手引、資源エネルギー庁が事業計画策定ガイドラインを策定しております。

地球温暖化の進行は、人類の喫緊の課題であり、これに対応するために二酸化炭素（CO₂）排出削減、カーボンニュートラルの実現が国際的な目標となっております。太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーは、化石燃料に依存しないクリーンなエネルギーとして、地球規模の温暖化対策に不可欠です。住宅用ソーラーパネルも含め、地域でのエネルギー自給、分散型電源の拡大は、エネルギー安全保障の強化と地球環境負荷の低減に寄与します。地球温暖化防止、カーボンニュートラルの実現は、我々の世代のみならず次世代のためにも不可欠な課題であり、再生可能エネルギーの普及はその中核の役割を果たします。設置業者は関係法令等を遵守し、地域と共生していくことが重要と考え

ます。

以上が現在の玉村町の太陽光発電設備の設置計画に対しての関わりとなります。

次に、農繁期における一般通行車両とのトラブル回避についてのご質問にお答えいたします。米麦の農繁期におきましては、農業者が圃場へ農機具を搬入出す際に、町道において農業用車両と一般車両との混在が起こることがございます。そのことによりトラブルが発生したといった情報は、今年度は今のところ寄せられておりません。町道は、誰でも通行できる公衆用道路となりますので、農繁期であっても原則一般車両の通行に支障が生じないよう、農業者の皆さんにも配慮していただく必要があると考えております。トラブルや事故が起こらないよう事前の対策を講じることが最も重要ですので、今後はホームページなどを通じて、通行者、農業者双方へ配慮のお願いを啓発していきたいと考えております。

また、農繁期における農業用車両の優先をお願いする看板設置についてですが、先ほど申しましたとおり、町道は公衆用道路ですので、交通規制等につながるような表現の看板設置は難しいと考えておりますが、車両の通行状況等から、危険と思われる事態が発生しやすいと思われる場合には、事故抑止対策を含め、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 1番川端悟議員。

〔1番 川端 悟君発言〕

◇1番（川端 悟君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

まず、生活しやすい環境をつくるというところで、有名どころの公園は、北部公園とか、新田、角刈、板井、五料などがあると思うのですが、私が危惧しているのは町内の小さな公園の管理ということをおっしゃるのですが、これは町会の代表者とコンタクトを取って管理に当たるのではないかとと思うのですが、具体的にどんな方法でどのようなことを決めているのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

町が管理している町立公園というものは全部で78か所ございます。川端議員のおっしゃっている小さな公園というのは、多分54か所あります開発公園を指すのではないかと思います。こちらにつきましては、住宅の分譲開発に伴い、その分譲業者がつくりまして、都市計画法の開発許可の基準に基づきまして町に帰属した公園になります。こちらについても町の条例で町立公園という位置づけをしておりますので、そちらにつきましては町が直営で管理を行っております。また、協働管理の希望があったものについては、協働管理の団体をお願いをしまして管理をしているところでございます。内容といたしましては、やはり公園、下は地面ですので、除草が必要になりますので、そういった除草、また樹木のある公園につきましては樹木の剪定管理、また遊具がありましたら、遊具の点検や修繕、

そういったものを町で現在行っているところでございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 1番川端悟議員。

〔1番 川端 悟君発言〕

◇1番（川端 悟君） ありがとうございます。町もちゃんと管理しているというご答弁なのですが、私の近くのとある公園はブランコもありますし、鉄棒もあって、住宅内のちゃんとした公園なのですが、ここ何年か草ぼうぼうで、そこで子供が遊んでいる気配がありません。何で草ぼうぼうなのかと思ったりするのですけれども、公園は地域を映す鏡ではないかと思うのです。それで地域の衰退が進んだら困るなと思いますので、ぜひ器具の点検とか伐採も大切でしょうけれども、見た目、すぐ分かる除草とか、そういうのを町としても地域の人と協働で積極的にやっていただきたいなと思います。せっかく玉村町に来て、ここがよさそうだよなんて思っている人もいるかもしれませんが、その人たちが草ぼうぼうの公園を見たときにちょっと興味が薄れてしまうと困るなというような気がします。公園は、やはり子供たちの遊ぶ、唯一のということはないですけれども、身近な遊び場ですので、コミュニケーションを取る場所ですので、ぜひ大きいところも大切ですが、小さいところもぜひ丁寧な対応をしていただきたいというように考えました。

それから、重点項目⑤の玉村町の良さを次世代に、ということなのですが、皆さんご承知のとおり、ふるさと回帰支援センターの発表では、北海道でもなく、九州、沖縄でもなく、2年連続で移住したい県として1位の輝かしい成果を群馬県がいただいているわけですが、これは東京近郊より物価が安いというのもあるのでしょうか、コロナ以降テレワークが断然増えて、東京都民から見ると群馬県は自然が豊かだと、東京にもそう遠くないし、新幹線を使えば50分ぐらいで行ってこれるというのと、何より群馬県は災害のリスクが少ないというところで魅力を感じているのではないかと思うのですけれども、この辺いかがでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） 川端議員のおっしゃるとおり、群馬県が移住希望地第1位ということでございます。玉村町の強みとして、やはり立地条件に恵まれている、あるいは災害が少ないというところで、群馬県全体もそういったことで魅力があるということだと思います。先日も移住検討者、九州のほうから相談に来たのですが、そういった中でも水害についてはちょっと心配があるよねなんていう話はされていたのですが、やはり交通の利便性ですとか、災害が少ないということを理由に、玉村町のほうでも移住を検討しているというような話をいただいた方もございました。そういった強みを生かして玉村町に多くの方が移住していただけるように、玉村町ならではの魅力を発信していければと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 1 番川端悟議員。

〔1 番 川端 悟君発言〕

◇1 番（川端 悟君） 玉村町においては過日 3 月 5 日に総務経済常任委員会で報告のあった、玉村町の移住定住についてという報告書があるのですけれども、大変よく分析されて、そのとおりなのですけれども、その中でつくづく残念に思ったのは、昨年 1 1 月 1 6 日に東京有楽町で行われた移住フェアに 5 0 0 名の参加者のうち、玉村町のブースを訪ねていただけた方は 2 3 名ということでした。これは報告書にもありましたが、玉村町の知名度がまだまだ低いということにはほかならないと思います。この辺を何とか玉村町のブースに人を集めようではないですか。どうでしょうか、何かいい手だてがあったら。急に言われても、そんなこと言われても困ると、企画課長、何かそういう顔していませんけれども、何かいい提案はないでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

人口減少対策として玉村町への移住希望者を増やしていくためには、やはり玉村町を知っていただいて、選んでもらう必要があると思います。そういった中で、昨年 1 0 月から新たな地域おこし協力隊、水島隊員に活動をしていただいております。移住フェアを見てみても、移住検討者に対する玉村町の知名度の低さが課題となっておりました。そういったところもありましたので、早速ホームページに移住支援サイトの作成をしていただいたところがございます。また、水島隊員につきましては、地域に出向いて様々な動画コンテンツですとかイラストの作成、東京圏での出張相談等による町の魅力の情報発信など、着任早々から精力的に活躍していただいておりますので、様々な場面で、このご質問の移住支援事業のみならず、周知の活動の幅が広がっていると思っております。

また、移住検討者に実際に玉村町を訪れていただき、また町の様子の見学や、住まいを探し出すにも、そういった検討しやすいように、宿泊施設のない玉村町に移住体験施設を整備したところです。場所は、ご案内のとおり重田家住宅の新宅の部屋を使うということなのですけれども、一、二泊程度は可能な設備を整えているところです。

また、ほかにも県立女子大生の学生に SNS による情報発信ですとか、またアイデアをいただきながら、東京のほうでもいかに玉村町の存在、魅力を PR できるか、そういった提案をしていただきまして、新年度では学生を交えたイベントを東京の池袋のほうで開催したいと考えております。

またさらに、移住定住促進の効果的な活動場所としましては、やはり東京圏となりますので、地域おこし協力隊と担当職員のほうで東京で相談会を随時開催しております。また、玉村町だけでは知名度を上げるのに苦慮するところがございますので、新聞報道等にもありましたように、群馬県の移住希望地ランキング第 1 位という強みを生かしまして、前橋市あるいは伊勢崎市と合同で相談会のほうも、先日東京のほうでも実施しておりますし、移住体験ツアーのほうもさせていただいております。

また、実際に移住相談者が来庁した際には、地域おこし協力隊ですとか町の担当者のほうで相談者に随行して、ご希望に沿えるよう丁寧に案内しているところがございます。このように様々な取組を行いながら移住定住の促進を図ることで、玉村町を移住希望地として選んでいただけるように、今後も引き続き精力的に活動を行っていきたいと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 1番川端悟議員。

〔1番 川端 悟君発言〕

◇1番（川端 悟君） いろいろやられているようなのですが、今のところあまり成果は上がっていないというのが実情なのではないでしょうか。聞いていますとちょっと地味だなという気がします。もう少し派手に花火を上げてみたらどうですか。ネット社会なので、いろいろ情報の発信手段はあると思うのです。なので、その辺も踏まえて、例えばさっき言ったふるさと回帰支援センターとの連携を取っているのでしょうか、取っているならあれなのですから、取っていないなら取ったほうがいいかなと。

それから、移住を考える人は、取りあえず何をしているかということ、パソコンを開いて空き家情報を見て、場所を見て、情報を得て、決めているのだと思うのですが、玉村町の空き家バンク、この間見たらゼロ件と書いてあったのですけれども、それにしてもちょっと少ないので、私の知る限りでも近所でもすぐ住めるような家が空いているのです。いろいろな事情があって、そういう空き家バンクみたいなのに登録できないということもあるのでしょうか、逆に地域に根差している皆さんですので、そういう情報をもらうのではなくて積極的に取りに行ってみたらどうですか。そうすれば少しは増えるかなというような気がします。今あるものを満足することなくいろいろ手を尽くして、大勢の人に玉村町というところを知ってもらおうということをお願いしたいと思います。

喜ばしい話なので、町長よく聞いていてください。私の少ない友達の中で、2組の知人が玉村町移住者なのですから、もちろん他所から来た人なのですが、口をそろえてここはいい町だと言っていると思います。もちろん住めば都という意味ではなくて、ここへ来てよかったよと言ってくれるのです。ほかから来ると、ここはいい場所のようですので、ぜひ頑張っていきたいと思います。

2つ目の太陽光発電の件なのですから、太陽光発電設備の設置について町長のご答弁があったように、私の感じではあまりタッチしていないのかなと思ったら、そうでもないのですか。いろいろチェック機構もあるようなのですけれども、では何で住民とこういうあつれきがあるのだろうかということで、逆に不思議に思うのですけれども、何でこんなふうになるのでしょうか。実際町に苦情を申し込んでいる人もおられるようなのですけれども、その辺いかがでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

まず、私どもの都市建設課のほうで所管しております景観計画の関係でお話をさせていただきますと、景観計画につきましては平成31年度に策定をいたしました。景観計画というものは、道路とか公園とか、そういった公共の場所から見える景観について一定の配慮を求めるものでございますので、太陽光発電施設の届出等は必要になるのですけれども、設置してはいけないとか、そういった制限についてはもともと景観計画というものが都市計画とは違って厳格な策定手続を経ていないものですから、そういった財産権には制限がありまして、あくまでも公共の場所から見えるようなものについて配慮を求めるものというような状況になっております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 1番川端悟議員。

〔1番 川端 悟君発言〕

◇1番（川端 悟君） いろいろあるようなのですけれども、ちょっと弱いのかなというのを、その辺聞こえるのですけれども、何かもう少し、町として景観が悪くなったり、住民が困るようなことのないように、施工会社とか計画している会社に対して何かもう少し強い発言力といいますか、そういうものを設けるわけにいかないのでしょうか、その辺どうでしょう。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもありましたが、経済産業省のほうでは技術基準を定める省令を出しております。また、資源エネルギー庁のほうでは事業計画策定ガイドライン、こちらのほうで周辺住民との対話、景観とかについて言及しております。また、群馬県では太陽光発電設備の設置に当たっての配慮事項ということで、資源エネルギー庁のガイドラインを基に作成しております。設置業者においては、これらの省令やガイドラインに沿って設備の設置を行っていただかなければなりません。なお、他市町村においては、適正な設置及び管理に関する条例やガイドラインを作成しているところがありますので、その中で設置をするに当たって届出をするとか、住民との対話を求めるとかというところで条例の中で決めているところもあります。今後策定するかしないのかも含めて玉村町に合っている条例やガイドラインをちょっと勉強していきたいと思っております。

なお、新聞にもありますように、条例はあっても強制力がないため、性善説だけではどうにもならない業者が出てくると困っていると、川端議員の言われました毎日新聞のほうに出ています。町で条例またはガイドラインを作成したとしても、太陽光発電設備の設置を抑制することはできないと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 1番川端悟議員。

〔1番 川端 悟君発言〕

◇1番（川端 悟君） そうなのでしょうけれども、実際隣に造ってもらって困っている人がいるわけです。町は、それを放っておくわけですか。条例だとかそういうのもたしかあって、ガイドラインもあるのでしょうか、現実にそうなっているのだけれども、それをどう思いますか。困っているというか、環境によくないと言っては申し訳ないのだけれども、あまり格好のいいものではないし、ソーラーが悪いのではなくて造る場所が、選択する場所がいけないと、皆さんに目の届かないようなところだったら、そんなに問題も起きないのだと思うのですけれども、住んでいるところの隣に、毎日見るところに造られてしまうとやはり嫌なのでしょうね。私も嫌だと思いますよ、確かに造られたら。造るほうはお金をもらって造るのだから、とっとと造ってもらえばいいのだと、土地を売ったり貸したりするほうは金になるからやるわけなのですけれども、その辺手だてがないのでしょうか、泣き寝入りでしょうか、その辺どうなのですか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） その件につきましては、設置業者や管理者と交渉していつてもらうしかないかと考えます。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 具体的な現場は分からないのですけれども、今メガソーラーなんかで問題になっているのは、要するに山間部とか、そういったところのいわゆる環境、自然破壊とか、そういった形、あと災害の誘発とか、それからあと住宅街の場合は反射熱、非常にまぶしいとか、そういったことが、太陽光パネルが一つのブームとして売電価格が高かった頃どんどん、どんどんできていた、あの頃からそういうトラブルというのはありましたよね。今議員のうちの住宅街の中にあるという状況ですか。だから、ああいうことって隣が何か工事を始めたなというところで、完成してみても分かるというのが多いので、本当は建設過程の中で業者と近隣の人との、こういうのができるのですけれども、という説明みたいなものを、説明会ができないのなら回って理解を増進していくという、そういうところがやはり必要だったのではないかなと思います。今度は本当に、具体的にこういうことで困っているのですよということになれば、その業者ないしは設置者に言う、それがなかなかそういう話が見つからないのであれば、また別の段階での行政相談なり、いろんなところへ持っていくというところに行くしか今のところはないのではないかなという気がするのです。手順として、違法行為でもないわけで、だから結果として何が迷惑なのかというところですよ。音ではないのだけれども、光、時間によって反射されて、あと熱とかいろいろあると思うのですけれども、それによってやはり話合いを進めていくしかないと思うし、当事者の話合いが進まなければ、また第三者を入れて対応していくという、そういったことでやるのが現実かなと思いますけれども。

◇議長（新井賢次君） 1番川端悟議員。

〔1番 川端 悟君発言〕

◇1番（川端 悟君） おっしゃるとおりなのでしょうけれども、私が思うに物をつくるときは、周りの住人との話合いですか、そういうのは必要なのかなと思うのですけれども、電気設備なので、それが要らないのだよね、たしか。2,000キロワット未満だと届出も要らないというし、法律的には別に抵触しているわけではないので、何とも言えないのですけれども、町長のおっしゃるとおり、周りの人とのあつれきが起きないように事前に協議するとか、できたらこんなのだったというのではないようにしてもらいたいというのが本音なのです。何とも言えないのですけれども、とにかく住民が困るようなことのないように、もう少し町としても、法律で問題ないのだからというようなスタンスではなくて、もう少し一歩踏み込んで、町が法律に抵触してはいけないのだけれども、もう少し泣き寝入りのないような形で行政を担っていただければいいかなと、全く歯切れの悪い話で申し訳ないのですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、農繁期のトラブルの件なのですけれども、確かに一般車両は通行できるのですけれども、田植や稲刈りのときはどうしてもトラックとかトラクターとか、ああいうのを農道に止めておくとかということあるのですけれども、あの人たちも生活がかかっている、一生懸命やって短期に終わらせたいというように考えてやっているのでしょうかけれども、通行するほうは通行するほうで、そこを通りたいから何で悪いのだということになると思うのですけれども、私は上新田なので、知る限りでは道の駅に入るのに裏道を通って、もう直線道路ですから、そこに行くわけです。あとは角田病院の裏道とかというところで利用する方が結構いるのです、実は私も利用していますけれども。ただ農繁期のものは邪魔だなんて言わずに、お互いさまなのだからという気持ちで通ってもらいたいと思うのです。交通規制というのはちょっと難しいのでしょうかけれども、何かその辺、通行する方に注意喚起を促すような手だてはないのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） ご質問にお答えいたします。

確かに町内の道路につきましては、現状農道という位置づけの道路がないという、いわゆる道路法による認定番号のついた全て町道となっておりますから、全ての道路が公衆の用に供する、誰でも通っていいよという道路となっております。そういった中で圃場内道路、各田んぼ等に併設されている道路につきましては、農家の方が農繁期に使うというのがありますので、そういうところでも議員さんのおっしゃるとおり、通行者双方がお互いに譲り合っていただくという、それぞれの配慮の気持ちがあれば、こういったトラブルは回避できるのですが、それでも例えばなおかつ交通の交通事故を誘発するような危険箇所とか、そういったところがもしあった場合につきましては、何か所かもう既に行ったのですが、農繁期については迂回をお願いいたしますという、交通規制まではいかないのですが、お願ひといういわゆる啓発看板を設置した経緯もございます。もし交通の支障があつて、なおか

つそこで交通事故を誘発するような危険箇所につきましてはご相談いただいて、そこについて啓発看板が必要であれば、その都度検討はさせていただいている状況です。それ以外にあとはホームページ、それから広報等でも農繁期の注意喚起というのを引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 1番川端悟議員。

〔1番 川端 悟君発言〕

◇1番（川端 悟君） 例えば注意喚起を促す看板とか、そういうものの設置というのは可能なのですか。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） もう既に何か所か危険箇所につきましては設置させていただいた経緯もございますので、まずはどういったところでどういった危険性があるかというところをこちらで現状を確認した上で、設置の有無については判断させていただきたいと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 1番川端悟議員。

〔1番 川端 悟君発言〕

◇1番（川端 悟君） ぜひ、私のところにそういう申出といいますか、苦情といいますか、そんなことを言う方もいらっしゃると思いますので、その辺の人と相談なさせて頂いて、そういうトラブルが発生しないようによろしくお願ひしたいと思います。

私の質問は以上でございます。終わりにします。

◇議長（新井賢次君） 以上で一般質問を終了いたします。

◇

○散 会

◇議長（新井賢次君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、散会といたします。

なお、3月11日水曜日は午前9時までに議場にご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後0時18分散会